

公立大学法人富山県立大学役員に対する報酬及び退職手当の支給基準

公立大学法人富山県立大学

1 役員報酬の支給基準

職名	報酬	通勤手当	備考
理事長	月額 1,000,000 円以内	支給	
副理事長（学長兼務）	月額 1,000,000 円以内	支給	
理事（教職員兼務）	支給しない	支給しない	教職員給与規程により給与を支給
理事（非常勤）	日額 26,000 円 （役員手当）	支給 （費用弁償）	
監事（非常勤）			

2 役員退職手当の支給基準

職名	退職手当の額	備考
理事長	月額 × 100/100 × 在職年数	任期ごとに支給
副理事長（学長兼務）	月額 × 100/100 × 在職年数	任期ごとに支給
理事（教職員兼務）	支給しない	教職員退職手当規程により退職手当を支給
理事（非常勤）	支給しない	
監事（非常勤）		

※1 その者の業務実績、法人の運営状況及び社会情勢等を勘案して、減額し、又は支給しないことができる。

※2 富山県から退職手当の支給を受けた者が役員となった場合は、支給しない。